

在職老齢年金の仕組み

厚生年金の被保険者として働く一方で老齢年金を受給する場合、年金額と報酬額（賞与も含む）を合算して一定額以上になる場合には年金額が減額もしくは支給が停止される。

65歳未満の場合

基本月額(報酬比例部分)+総報酬月額相当額の合計が51万円以下の場合、年金は全額支給される

65歳以上の場合

基本月額(老齢厚生年金部分のみ)+総報酬月額相当額の合計が51万円以下の場合、年金は全額支給される

